

認可外保育施設
一時預かり事業
病児保育事業
ファミリーサポート事業

を利用している方へ

幼児教育・保育の
無償化に係る

子育てのための施設等利用給付
施設等利用費 請求の手引き（令和5年度）

令和元年10月から実施された幼児教育・保育の無償化に係る認可外保育施設等（認可外保育施設・一時預かり事業・病児保育事業・ファミリーサポート事業）における施設等利用費の請求方法等についてご案内いたします。

請求にあたっては、この手引きを確認いただき必要書類を提出してください。

目次

I 事前確認	…… P2
(1) 対象施設の確認	
(2) 認定状況の確認	
II 請求方法	…… P3
(1) 支給の方法	
(2) 請求の流れ	
III 提出書類・請求時期	…… P5
(1) 提出書類	
(2) 請求時期・支給時期	
【参考】請求書の記載例	…… P6

山形市





(1) 対象施設の確認

認可外保育施設等の利用料について、施設等利用費の支給を受けられるのは、市町村から無償化対象施設（特定子ども・子育て支援施設）であることの確認を受けた施設・事業所を利用した場合となります。

請求にあたっては、念のためご利用されている施設が無償化対象施設であるか確認ください。（対象施設は、施設の所在する各市町村のホームページ等で公表されています。）

【認可外保育施設等】

- ・認可外保育施設
- ・一時預かり事業
- ・病児保育事業（病児・病後児）
- ・ファミリーサポート事業（子育て援助活動支援事業）

山形市内の無償化対象施設（特定子ども・子育て支援施設）については、市公式ホームページ内「幼児教育・保育の無償化について」のページで、確認いただけます。

(2) 認定の確認

認可外保育施設等の利用料について、施設等利用費の支給を受けるためには、市町村から無償化対象施設であることの確認を受けた施設・事業所を利用するとともに、保育の必要性の認定（施設等利用給付認定 第2号・第3号認定）を受けていることが必要です。

請求にあたっては、認定を受けていることを認定通知書で確認してください。

【認定を受けていない場合】

就労している等、保育の必要性がある方は、施設等利用費の支給を受けるため、施設等利用給付認定申請の手続きを行ってください。

【認定内容に変更がある場合】

既に認定を受けている方で、下記の認定内容に変更がある場合は、「施設等利用給付認定変更申請書(兼)変更届出書」による変更手続きを行ってください。

〈変更した際に申請・届出が必要な事項〉

- ①認定区分
- ②保育の必要な事由又は認定期間
- ③保護者の氏名、住所
- ④児童の氏名、住所、保護者との続柄

施設等利用給付認定申請又は変更が必要な場合は、手続きに必要な関係書類を送付いたしますので、市保育育成課（Tel023-641-1212 内線545）まで、ご連絡ください。

Ⅱ 請求方法



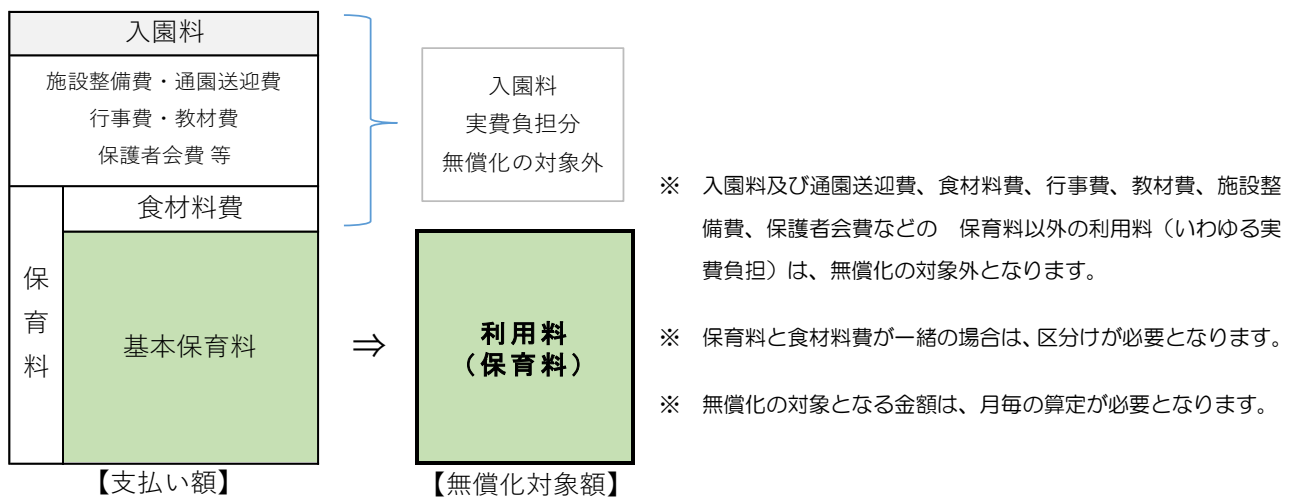
(1) 支給の方法

山形市では、「償還払い」により、年4回（3ヶ月毎）施設等利用費の支給を行います。

「償還払い」とは、幼児教育・保育の無償化の対象となる子ども（施設等利用給付認定子ども）が、無償化対象施設（特定子ども・子育て支援施設）を利用した場合に、これまでと同様に施設に対し利用料を支払ったうえで、後日、市に請求を行い、市が確認のうえ保護者に施設等利用費を支給する一連の手続きのことをいいます。

【対象となる利用料】

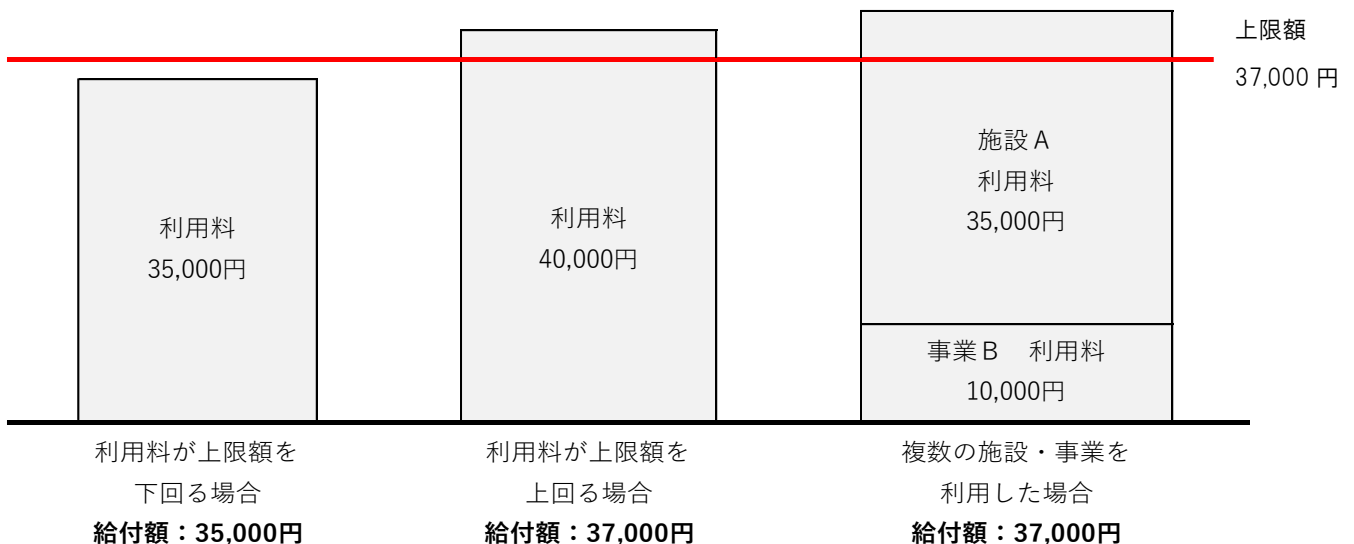
入園料及び実費分を除いた利用料（保育料）のみが、施設等利用費の支給対象となります。



【上限額（月額）】

月毎の支給額の上限額は、施設等利用給付第2号認定子ども…37,000円
施設等利用給付第3号認定子ども…42,000円 となります。

<第2号認定子どもの場合>

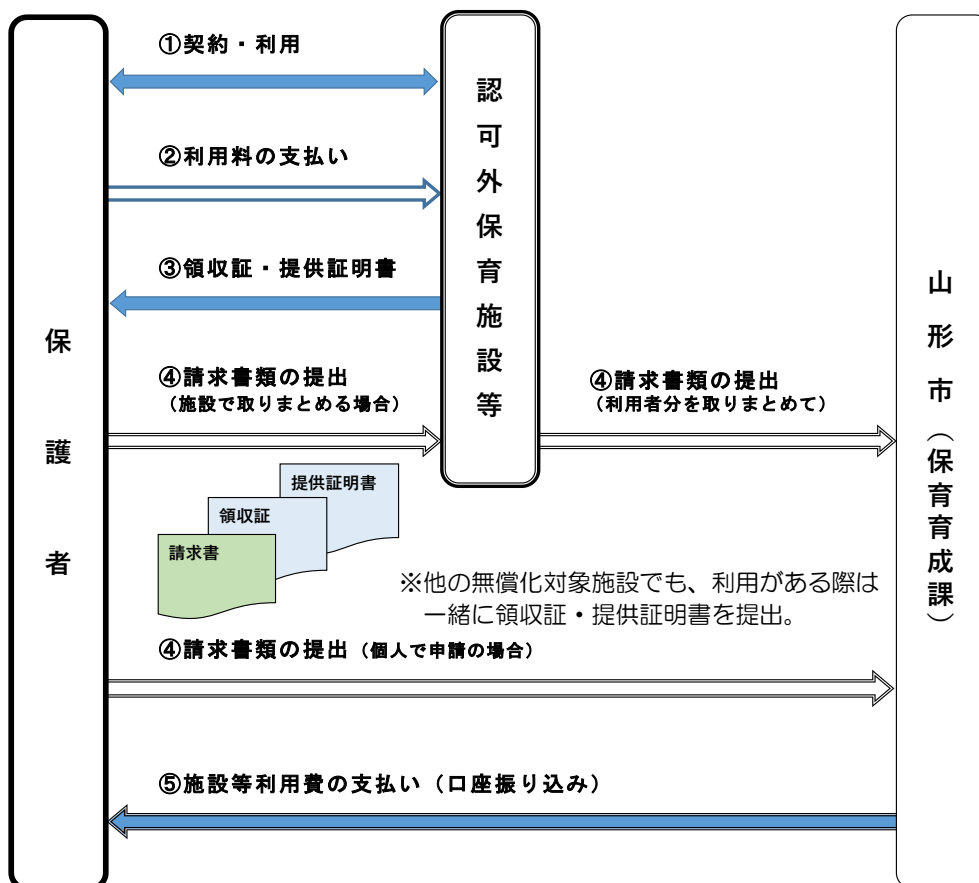


(2) 請求の流れ

施設等利用費の請求・支給の流れは、次のとおりとなります。

①	契約・利用	利用する施設・事業所が無償化の対象施設か確認のうえ、契約・利用してください。(あわせて施設等利用給付認定を市に申請)
②	利用料の支払い	施設等利用給付の対象となる利用料と対象外となる特定費用について確認のうえ、認可外保育施設等を利用し、その利用料と費用を施設・事業所に支払ってください。
③	領収書・提供証明書の受領	利用料を支払った際は、認可外保育施設等から施設等利用費の請求用の領収書と提供証明書を受領してください。
④	請求書類の提出	請求時期にあわせて、市様式の請求書に請求月分の領収書と提供証明書を全て添付して市保育育成課に提出してください。 (市内の認可外保育施設を利用中の方は、施設での取りまとめにあわせて、提出してください。)
⑤	施設等利用費の支払い	請求時期毎に、提出いただいた請求書と添付書類の内容を確認のうえ、施設等利用費を請求者の口座に支払います。

<請求のイメージ>



※ 企業主導型保育施設の利用者については、利用施設での対応となります。(山形市への請求は不要)

※ 認可保育所・認定こども園・地域型保育事業(小規模・家庭的)の利用者は、施設等利用費を請求することはできません。

請求に必要な書類については、市役所1階 保育育成課⑪番窓口での配布、及び市公式ホームページ内「認可外保育施設における幼児教育・保育の無償化について」のページでご確認いただけます。

Ⅲ 提出書類・請求時期



施設等利用費の請求にあたっては、次の書類を期日までに提出してください。

なお、記入内容に誤りや不足等があると、支給することができない場合がありますので、記入にあたっては、事前に必要書類や記入例を確認してください。

(1) 提出書類

請求にあたっては、次の書類を市保育育成課まで提出してください。

なお、市内の認可外保育施設を利用されている方は、施設で取りまとめを行いますので、利用中の施設に提出してください。

【請求書（市様式）】

- ・施設等利用費請求書（償還払い用）

【添付書類（市様式）】

- ・特定子ども・子育て支援の提供に係る領収証 ※施設・事業所の証明が必要
- ・特定子ども・子育て支援提供証明書 ※施設・事業所の証明が必要

ファミリーサポートセンターを利用の場合は、上記の領収証・提供証明書の代わりに「活動報告書（子育て援助活動支援事業添付書類）」の書類を添付してください。

※ 提出書類については、原則、市の様式に事業者から証明いただいたものを提出してください。

（ただし、添付書類に限り、市様式と同様の内容が記載され、事業者が証明している書類であれば任意の様式でも構いません。）

※ 提出書類の様式は、市公式ホームページからダウンロードすることができます。

(2) 請求時期・支給時期

【令和5年度 利用分】

利用月	請求時期（提出期限）	支給時期（予定）
4月～6月利用分	令和5年7月7日（金）	令和5年8月下旬
7月～9月利用分	令和5年10月6日（金）	令和5年11月下旬
10月～12月利用分	令和6年1月10日（水）	令和6年2月下旬
1月～3月利用分	令和6年4月5日（金）	令和6年5月下旬

※ 支給は、請求書に記載のあった保護者の口座へ、直接、市からの振り込みとなります。
（支給日・支給金額については、確定しだい、別途、請求者あてお知らせいたします。）

※ 請求の状況により、支給時期が遅れる場合があります。
（提出書類については、期限内にご提出くださるようご協力をお願いいたします。）

※ 施設・事業所の都合により、請求時期までに利用月分の添付書類について提出が難しい場合は、当該利用月分を次の請求分に繰り越してご請求ください。

請求書の記載例（表）

請求日 令和 5 年 6 月 30 日

（宛先）山形市長

施設等利用費請求書（償還払い用）

認可外保育施設・一時預かり事業・病児保育・子育て援助活動支援事業の

【令和 5 年 4 月～令和 5 年 6 月分請求用】

請求日を記入した状態で配布
しています。
訂正せずに提出してください。

私は、子ども・子育て支援法第30条の11第1項の規定に基づき、施設等利用費の給付について、下記の通り請求しますので、指定する償還払いの振込先口座に振り込んでください。

なお、施設等利用費の審査

1. 申請者と認定子どもが
2. 実際に利用していること
3. 利用料の支払い状況を山形市が対象施設に確認すること。
4. 課税状況を山形市が確認すること。

3か月毎にまとめて支払いとなりますので、
基本的に3か月分を請求してください。

請求者は、施設等利用給付認定保護者となります。
※認定通知書を確認のうえ
記入してください。

1. 施設等利用給付認定保護者（請求者）

フリガナ	ヤマガタ タロウ	認定 子ども との 続柄	父	生年月日	平成 〇〇 年 〇 月 〇 日
氏名	山形 太郎			現住所	山形市旅籠町二丁目〇番〇号
	<small>※振込先は認定保護者名義の口座となります。</small>			電話	023-641-1212

2. 認定子ども（認定子どもごとに申請してください）

法第30条の4の認定種別	<input checked="" type="checkbox"/> 第2号 <input type="checkbox"/> 第3号	認定番号	2000000000	※認定通知書を確認のうえ 記入してください。
生年月日	平成 30 年 12 月 11 日	フリガナ	ヤマガタ ハナコ	
請求期間の住所について		氏名	山形 花子	
<input type="checkbox"/> 市内で転居した <input type="checkbox"/> 転入した <input type="checkbox"/> 転出した		上記で転入または転出に該当した場合は転入・転出日を記入		
		年 月 日		

3. 償還払いの振込先（振込先は、認定保護者

太枠内は、請求期間内での住所について、記入してください。

下記のどちらかにしを記入してください

公金受取口座を利用する（利用する場合は口座情報の記入不要）（※1）

振込口座を指定する（以下に口座情報を記入してください）

金融機関名	預金種目	<input checked="" type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> 当座
〇〇 銀行 信用金庫 〇〇駅前 支店	口座番号	1 2 3 4 5 6 7
農協・信用組合 出張所	口座名義(カタカナ)	ヤマガタ タロウ

※1 公金受取口座を利用する場合は、個人番号（マイナンバー）申告書を提出してください（提出済の方は必要ありません）。
公金受取口座を利用する場合は、支給月初日時点の登録口座に振込を行います。
公金受取口座を登録していない方は、マイナポータルから登録いただけます。

施設等利用給付認定保護者
（請求者）の口座名義を
記入してください。

4. 利用した認可外保育施設・一時預かり事業・病児保育・子育て援助活動支援事業を

①	フリガナ	〇〇ホイクエン	所在地	〒990 山形市〇〇町一丁目〇番〇号 電話：023-600-0000
	施設名	〇〇保育園		
	契約している利用料※2	<input checked="" type="checkbox"/> 月額 30,000 円 <input type="checkbox"/> 日額 円 <input type="checkbox"/> 時間額 円		
②	フリガナ	〇〇ホイクエン	〒990 - 0000	
	施設名	〇〇保育園	形市〇〇一丁目〇番〇号	電話：023-600-0000
	契約している利用料※2	<input type="checkbox"/> 月額 円 <input checked="" type="checkbox"/> 日額 2,500 円 <input type="checkbox"/> 時間額 円		
③	フリガナ	△△ビョウインホイクシツ	〒990 - 0000	
	施設名	△△病院保育室	山形市△△〇番〇号	電話：023-600-0000
	契約している利用料※2	<input type="checkbox"/> 月額 円 <input checked="" type="checkbox"/> 日額 2,000 円 <input type="checkbox"/> 時間額 円		

請求期間内に利用した対象施設
について記入してください。

※①～③に書き切れない数の施設・事業を利用した場合は、余白又は別紙等に記載してください。

※2 該当箇所にしを記入し金額を記入してください。利用料の設定が月単位を超える（四半期・前期・後期等）場合は、当該利用料を当該期間の月数で除して、当該利用料の月額相当分を算定し、月額欄の口にしを記入し、算定した月額相当分を記入してください。
土日祝日の利用や時間帯等により、日額や時間額が一律でない場合は、空欄とし、料金表等を添付してください。

<裏面も記入して下さい>

請求書の記載例（裏）

5. 認可外保育施設・一時預かり事業・病児保育・子育て援助活動支援事業の施設等利用費の償還払い請求の内訳を記入

利用年月日	認可外保育施設に支払った月額利用料（保育料） (a) ※3 ※4	一時預かり事業・病児保育・子育て援助活動支援事業に支払った月額合計利用料 (b) ※3	支払額合計 (c=a+b)	月額上限額 (d) ※5	請求額 (cとdを比較して小さい方)
令和 5 年 4 月	30,000 円	10,000 円	40,000 円	37,000 円	37,000 円
令和 5 年 5 月	30,000 円	7,000 円	37,000 円	37,000 円	37,000 円
令和 5 年 6 月	30,000 円	4,500 円	34,500 円	37,000 円	34,500 円

※5 上記で記入した利用料の合計額を支払ったことを証明する書類（施設からの領収証等）と特定子ども・子育て支援提供証明書を添付してください。
また、子育て援助活動支援事業を利用した場合は、援助を行う会員が発行した活動報告書も添付してください。

※ 月毎に、添付いただく領収書の「特定子ども・子育て支援 利用料の領収金額」欄の額を合算して、記入してください。

※ 月額上限額は、認可外保育施設の利用料を当該期間の月数で除して、利用料の月額相当額を指し、規定の場合は42,000円です。
月途中で認定期間が終了する又は開始される場合か、市町村間の転出入の場合、月額限度額は次の通りとなります。
・月途中で認定期間が終了する場合、
または別の市町村へ転出する場合の限度額：37,000 (42,000) 円 × 転出日までの日数 ÷ その月の日数
・月途中で認定期間が開始される場合、
または別の市町村から転入した場合の限度額：37,000 (42,000) 円 × 転入先での認定日からの日数 ÷ その月の日数
1円未満の端数がある場合は切り捨てとなります。

**※訂正する場合は、二重線を引いたうえで修正してください。
（修正液や修正テープは使用しないでください）**

【請求書類の提出・問合せ先】

山形市こども未来部 保育育成課 こども第三係
〒990-8540 山形市旅籠町二丁目3番25号
TEL 023-641-1212 (内線 545)
FAX 023-624-8840

